

予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市が締結する契約の予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務の取扱いについて、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に定める予定価格をいう。
- (2) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に定める最低制限価格をいう。
- (3) 工事請負契約等 建設工事、建設工事に係る業務の委託の契約をいう。
- (4) 物品供給契約 物品の購入（印刷製本及び物品の修繕を含む。）の契約をいう。
- (5) 業務の委託契約 建設工事に係る業務の委託を除く委託契約をいう。
- (6) その他の契約 物品の借入れ、財産の売払い、物件の貸付、製造の請負、その他の契約をいう。
- (7) 最低制限基準価格 予定価格5千万円未満の工事請負契約又は工事に係る業務委託の入札における最低制限価格を算出するため、第7条に掲げる計算方法により算出された価格をいう。
- (8) 調査基準価格 奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領（平成23年9月1日施行）に規定する価格をいう。
- (9) 最低制限価格等 最低制限価格、調査基準価格及び最低制限基準価格をいう。
(予定価格の決定者)

第3条 予定価格の決定者は、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる者とする。

- (1) 工事請負契約等

契約の区分	決定者
全ての契約	当該契約の所属課長職以上
※ 表の右欄に掲げる者には、これらに相当する職にある者とする。	

- (2) 物品供給契約、委託契約及びその他の契約

契約の区分	決定者
1件の見積金額が1,000万円以上の契約	次長職以上

1 件の見積金額が 1,000 万円未満の契約	課長職以上
※ 表の右欄に掲げる者には、これらに相当する職にある者とする。	

(予定価格調書の作成)

第 4 条 予定価格の決定者は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める様式の予定価格調書を作成するものとする。

- (1) 工事請負契約等
 - 別記第 1 号様式 (工事及び工事に関連する委託)
 - 別記第 2 号様式 (工事の随意契約で最低制限基準価格を設定しない場合)
 - 別記第 6 号様式 (予定価格 5 千万円以上の工事及び調査基準価格を設定する場合)
- (2) 物品供給契約 別記第 4 号様式
- (3) 業務の委託契約 別記第 3 号様式
- (4) その他の契約 別記第 4 号様式
- (5) 単価契約 別記第 5 号様式

(最低制限価格の設定)

第 5 条 予定価格 5 千万円以上の工事請負契約の入札において、最低制限価格を設定する場合は、次に掲げる価格のうちいずれか低い価格を最低制限価格とする。

- (1) 最低制限モデル型算出価格 (次に掲げる計算式で算出した額。ただし、予定価格の 100 分の 70 を下回る場合にあつては 100 分の 70 を乗じて得た額とし、予定価格の 100 分の 90 を超える場合にあつては予定価格に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。)

・ 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 60% + 一般管理費 × 30%

- (2) 最低制限変動型算出価格 (算定対象 (予定価格以下の入札価格の平均値 (1 円未満の端数は切り捨てる。)) に標準偏差 (少数第 1 位を四捨五入する。)) を加除して得た各金額の範囲内の価格) の入札者の平均価格に 100 分の 95 を乗じて得た額 (1 円未満の端数は切り捨てる。)

2 前項第 1 号に定める算出方法にかかわらず、市長が認めるときは同項第 1 号に定める範囲内で最低制限モデル型算出価格を定めることができる。

(調査基準価格の設定)

第 6 条 奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領に規定する計算式により算出した価格とする。

(最低制限基準価格の設定等)

第 7 条 最低制限基準価格を設定する場合は、次に掲げる業種に応じ契約案件ごとに定めるものとする。

- (1) 工事請負契約及び草刈、看板製作等業務委託

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の 100 分の 70 を下回る場合にあっては 100 分の 70 を乗じて得た額とし、予定価格の 100 分の 90 を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

・直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%

(2) 測量業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の 100 分の 60 を下回る場合にあっては 100 分の 60 を乗じて得た額とし、予定価格の 100 分の 80 を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。

・直接測量費+測量調査費+諸経費×40%

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の 100 分の 60 を下回る場合にあっては 100 分の 60 を乗じて得た額とし、予定価格の 100 分の 80 を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。

・直接人件費+特別経費+技術料等経費×60%+諸経費×60%

(4) 土木関係の建設コンサルタント業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の 100 分の 60 を下回る場合にあっては 100 分の 60 を乗じて得た額とし、予定価格の 100 分の 80 を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。

・直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×30%

(5) 地質調査業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の 3 分の 2 を下回る場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とし、予定価格の 100 分の 85 を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額とする。

・直接調査費+間接調査費×90%+解析等調査業務費×75%+諸経費×40%

(6) 補償関係コンサルタント業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の 100 分の 60 を下回る場合にあっては 100 分の 60 を乗じて得た額とし、予定価格の 100 分の 80 を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。

・直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×30%

2 前項各号に定める算出方法にかかわらず、市長が認めるときは同項各号に定める範囲内で最低制限基準価格を定めることができる。

(最低制限基準価格を設定した場合の最低制限価格の設定等)

第8条 最低制限基準価格を設定した場合は、前条で算出した最低制限基準価格に 97.0% から 99.9%の範囲内で開札前に抽選で決定された数字を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。
(予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱内規の廃止)
- 2 予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱内規(平成12年9月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領は、平成23年9月1日以後に告示又は指名通知書により通知する入札案件について適用し、同日前に告示又は指名通知書により通知する入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月31日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要領による改正後の予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領第1号様式から第6号様式までの規定は、令和元年10月1日以後に入開札又は契約を行う事業について適用し、同日前までに入開札又は契約を行う事業(奈良市本庁舎耐震改修その他工事に関する入開札又は契約を除く。)については、なお従前の例による。

予 定 価 格 調 書

工 事 (委 託) 場 所

町

工 事 (委 託) 名

予 定 価 格	百万			千			円

入 札 書 比 較 価 格	百万			千			円

最 低 制 限 基 準 価 格	百万			千			円

最 低 制 限 基 準 比 較 価 格	百万			千			円

年 月 日

予 定 価 格 決 定 者

役 職 名

氏 名

印

(注) 入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を、また最低制限基準比較価格は、最低制限基準価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

第2号様式

予定価格調書

工事（委託）場所 町

工事（委託）名 _____

予 定 価 格	百万		千		円
	1	2	1	2	1

入 札 書 比 較 価 格	百万		千		円
	1	2	1	2	1

年 月 日

予定価格決定者 役職名
氏名 印

（注）入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

予定価格調書

業 務 場 所 _____ 町 _____

件 名 _____

予 定 価 格

			百万				千				円
--	--	--	----	--	--	--	---	--	--	--	---

入 札 書 比 較 価 格

			百万				千				円
--	--	--	----	--	--	--	---	--	--	--	---

年 月 日

予 定 価 格 決 定 者 役職名 _____
氏 名 _____ 印 _____

(注) 入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

第4号様式

予定価格調書

予定価格

件名	数量 (期間)	予定単価	予定価格			
			百万	千	円	

入札書比較価格

件名	数量 (期間)	予定単価	入札書比較価格			
			百万	千	円	

(注)入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

年 月 日

予定価格決定者 役職名

氏 名

印

.....

第5号様式

予定価格調書(単価)

予定価格

件名	単位	予定価格(単価)											
							千				円	拾	銭

入札書比較価格

件名	単位	入札書比較価格(単価)											
							千				円	拾	銭

(注)入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

年 月 日

予定価格決定者 役職名

氏 名

印

.....

予 定 価 格 調 書

工 事 (委 託) 場 所

町

工 事 (委 託) 名

予 定 価 格	百万			千			円

入 札 書 比 較 価 格	百万			千			円

最低制限(調査基準)モデル型算出価格	百万			千			円

最低制限(調査基準)モデル型算出比較価格	百万			千			円

年 月 日

予 定 価 格 決 定 者

役職名

氏 名

印

(注) 入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を、また最低制限(調査基準)モデル型算出比較価格は、最低制限(調査基準)モデル型算出価格の110分の100に相当する金額を記入すること。